

# 持込ニュース23 No.52

\*本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています\*

令和5年10月20日発行  
東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部 管理課

## 10月は**不適正搬入防止月間**です！！

清掃一組では、10月を「**不適正搬入防止月間**」とし、23区との連携、搬入物検査の強化など不適正ごみの搬入を防止するための取組を行っています。

持込事業者の皆さまにおかれましては、適正搬入にご協力をお願いします。



清掃工場のお兄さん

防止月間中は、のぼり旗の掲示  
やチラシの配布をしています。



### 受入基準の遵守をお願いします

清掃一組では処理施設へ持ち込むことができる廃棄物の受入基準を定めています。清掃一組の受入基準を満たさないごみの持込は、処理施設の稼働停止や故障の原因となる場合があります。受入基準の遵守をお願いします。清掃一組ホームページで受入基準をご確認ください。

#### 【掲載場所】

東京二十三区清掃一部事務組合公式ホームページ>持込業者様へ>事業系一般廃棄物の持込みについて>(2)清掃一組処理施設の受入基準ほか

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/index.html>

### 持込事業者に対する継続持込みの停止処分について

清掃工場への不適正搬入を繰り返し、警告書の交付後も不適正搬入を行った持込事業者に対して、令和5年9月1日から30日間、清掃工場などの処理施設への継続持込み停止処分を行いました。



トレイ（廃プラスチック類）



ビン（ガラスくず）



くみちゃん

左の写真のような産業廃棄物は清掃工場に持ち込めないよ！

【問合せ】

管理課搬入指導係 ☎03-6238-0731

## 持込車両の点検整備のお願い

令和5年5月上旬に大田清掃工場プラットホーム内にて、車両とコンテナ連結部分の部品が破損しコンテナがバンカゲートと接触する事故がありました。コンテナ等を締結する部品の破損は、重大な事故となる可能性があります。

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱第20条（持込みにおける遵守事項）に「運搬車両は、確実に点検整備をし、故障及び事故がないように努めること。」と定めております。

なお、持込業者様が清掃一組施設内で操作ミスや整備不良に起因する事故を起こした場合は、施設職員に報告のうえ、自己の責任において原状回復を行う必要があります。また、清掃一組施設及び職員に与えた損害を賠償する責任を負います。

安全で安定的な工場運営を図るため、脱着式装置付コンテナ自動車については、架装物締結部の点検整備もお願いします。

### 【掲載場所】

東京二十三区清掃一部事務組合公式ホームページ>持込業者様へ>事業系一般廃棄物の持込みについて>(4)清掃一組処理施設への持込みに関する取扱い>(ア)東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/index.html>

## 中防不燃・粗大ごみ処理施設での産業廃棄物（紙くず・木くず・繊維くず）搬入停止のお知らせ

中防不燃・粗大ごみ処理施設では、老朽化に伴う大規模な整備工事を実施します。整備工事の実施にあたり、令和5年12月1日(金)から令和9年度(予定)までの期間、産業廃棄物（紙くず・木くず・繊維くず）の受入れを停止します。

なお、事業系一般廃棄物については、今後も受入れを継続します。

【産業廃棄物（紙くず・木くず・繊維くず）の搬入承認についての問合せ】

管理課 搬入承認・手数料係 03-6238-0730

発行：東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館 13階  
TEL 03(6238)0737 FAX 03(6238)0740

印刷物登録  
令和5年度 第64号